

国官参建第113号
令和8年2月17日

建設業者団体の長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省大臣官房参事官(建設人材・資材)
(公 印 省 略)

公共事業労務費調査(令和7年10月調査)の実施報告について

平素より、国土交通行政へのご理解ならびに、公共事業の執行につきまして格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記調査の実施につきましては、「公共事業労務費調査(令和7年10月調査)の実施について」(令和7年6月30日付け国官参建第27号)をもって、ご協力お願い申し上げたところです。この度、同調査に基づき、公共事業労務費調査連絡協議会として、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、公共工事設計労務単価につきましては、これまでも「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(令和7年12月16日付け国不建推第58号・国不建振第178号・国官参建第91号)、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」(令和7年12月10日付け国官参建第98号)等をもって、建設労働者に支払われない事業主負担の必要経費分は含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の趣旨を十分に理解し、適正な取扱いが図られるようお願いしているところではありますが、重ねて下記の事項について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。

また、本調査は、調査対象工事の元請企業及び下請企業から提出された調査票について、あわせて提出される資料に基づく審査を行っており、その提出・審査をシステム上で行うオンライン調査を本格運用することによって、調査票提出の負担軽減や必要資料の提出率の向上を図る取組を進めているところです。一方で、調査にご協力いただいたものの、依然として、審査の段階で調査対象者のうち約2割弱に相当する標本が、「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない」等の雇用管理の不徹底により棄却されている状況です。

つきましては、本調査の目的である建設技能者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、

雇用改善の推進を図る観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いします。なお、発注者に対しては、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和7年2月3日改正）において、公共工事に従事する者の労働環境の改善等について、適切な対応が図られるよう依頼しているところですので、指針の内容にも留意するよう貴団体会員企業に対する周知徹底をお願いいたします。

記

公共工事設計労務単価は、建設技能者の所定労働時間内8時間当たりの単価として設定したものであり、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「建設工事の契約では、建設労働者の賃金等に加えて当該建設労働者を雇用する建設企業に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の趣旨を十分に理解の上、適切な取扱いが必要であること。